

タイトル

平方学園・共愛学園包括連携協定締結ならびに明和学園短期大学の移管について
～地域教育力向上に資する学園間包括連携に関する協定～

本文文面

学校法人平方学園と学校法人共愛学園は、学園相互の交流と協力を促進し、両法人の教育研究機能の向上に取り組み、もって前橋市を中心とする地域の教育力向上を図ることを目的として2020年2月25日付で包括連携協定を締結しました。

また、明和学園短期大学の運営を平方学園から共愛学園に移管することについて協議を開始しました。

今後、両法人の合意を経て2020年3月末日を目途に文部科学省へ設置者変更（短期大学移管）申請を行う予定です。

地域教育力向上に資する学園間包括連携に関する協定書

学校法人平方学園と学校法人共愛学園（以下「両法人」という。）は、学園相互の交流と協力を促進し、両法人の教育研究機能の向上に取り組み、もって前橋市を中心とする地域の教育力向上を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

1. 両法人は、標記の目的を達成するために連携・協力して次の事項に取り組むものとする。
 - (1) 両法人が互いの教育力を向上させるための交流機会の創出。
 - (2) 両法人の教育リソースを地域に還元するための取組の検討。
 - (3) 地域における学術研究力の向上と地域人材の育成・定着を促進するために明和学園短期大学の運営を平方学園から共愛学園へと移管することに関する協議。
 - (4) その他必要な事項
2. 両法人は、相互信頼と互惠原則に基づく連携を協力・交流の基本とする。
3. この協定の有効期間は、令和2年2月25日から令和3年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までにいずれかから協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

この協定についての改訂は、両法人が協議し、決定する。

この協定成立を証するために、協定書2通を作成し、両法人が各1通ずつ保管することと

する。

令和 2 年 2 月 25 日

学校法人平方学園 理事長 桜井 直紀

学校法人共愛学園 理事長 須田 洋一